

専門家（建築家）の責任の契約法への接近化現象

英米法における専門家（建築家）責任の検討をとおして建築設計等に関する契約の法的性質を考察することで、わが国における専門家の責任を再構築する検討

Going Toward Contracts for Professional Responsibilities; Identifying Professional Responsibility in Japan to Define Regal Mater of Japanese Architect Contracts under Considering Professional Responsibilities in English Law and American Law

高橋栄人
TAKAHASHI, Masato

Abstract There is the primary professional responsibilities under which the professionals have no responsibilities to attain the client's intents in Japanese Law, English Law and American Law etc. The primary professional responsibilities are inclined to meet the principles of the contracts. The phenomenon defines "Going toward the contracts for the professional responsibilities". There is also a traditional dispute about the regal matter of the architect contract between owner and architect in Japan. This dispute is whether the architect contracts should be applied to *Ininkeiyaku* or to *Ukeoikeiyaku*. They are the types of the typical contracts in Japanese Civil Law. The dispute is similar to the phenomenon, "Going toward the contract for the professional responsibilities". The considering of this dispute defines the architect's responsibility for remedying the defective buildings. This paper tries to explicate the regal matter of the architect contracts and "Going toward the contracts for the professional responsibilities" considering English law and American law, and to identifies the professional responsibilities in Japan.

Keywords : Professional responsibility, Architect's responsibility, Architect, Warranty, Ukeoikeiyaku, Ininkeiyaku, Fault
専門家の責任、建築家の責任、建築家、瑕疵担保責任、請負契約、委任契約、欠陥

1. 研究の背景・研究の目的

英米法の国では、専門家に関する判例が集積し、専門家の責任（Professional responsibility）という概念が存在する。建築家に関する紛争については、この専門家の責任が適用され、建築家の責任（Architect's responsibility）という固有の領域を作り出している。本検討では、これらの判例の集積から導かれる専門家の責任、建築家の責任を、専門家（建築家）の責任と総称する。

近年、英米法における専門家（建築家）の責任を修正する判決が出されている。この修正された判決では、専門家（建築家）の責任を適用せず、契約法（英米法の Contracts）の規定を適用する現象がみられる。本検討では、この現象を、専門家（建築家）の責任の、契約法への接近化現象と呼称する。このような現象は、わが国でも見られる^{補注(1)}。

わが国の建築設計等に関する契約の法的性質については、請負契約であるのか、委任契約であるのか、日本建築学会及び建設業会等の建設関連団体において論争があり、未だ統一の見解がない。裁判所においても同様で、建築設計業務に関する報酬請求の紛争事案では、請負契約と判示する判決^{補注(2)}もあれば、委任契約と判示する判決^{補注(3)}もある。建築家/建築士制度は、欧米の制度をモデルとしたものであるから、この

問題を考えるとき、欧米の状況が参考になる。

本検討では、英米法における専門家（建築家）の責任の判例、専門家（建築家）の責任の契約法への接近化現象を検討しながら、わが国の建築設計等に関する契約の法的性質を考察することをとおして、わが国の専門家（建築家）の責任を再構成することを試みる。

2. 既往の研究・研究の方法

2.1 既往の研究

わが国の既往の研究には、建築設計等に関する契約の法的性質について、請負契約説^{補注(4)}と、委任契約説^{補注(5)}とがあり見解の一致をみていない。

2.2 研究の方法

研究の方法は、まず、英米法における、専門家（建築家）の責任に関する判例、近年における、専門家（建築家）の責任に関する判例を修正する判決の動向を明らかにし、前記、近年の専門家（建築家）の責任の契約法への接近化現象を明らかにする。次に、これらの検討をもとに、わが国の建築設計等に関する契約の法的性質を考察することをとおして、わが国における専門家（建築家）の責任を再構築する。

3. 専門家(建築家)の責任に関する判例とそれを修正する判決

3.1 専門家(建築家)の責任に関する判例

まず、建築家の責任が、どのような性質のものかについては、判決[1] コームブス 対 ビード メイン州最高裁判所 1986 年 5 月 7 日判決 (Coombs v. Beede 36A.104 -107 (1896))^{補注(6)}によれば、建築家の責任は、弁護士や外科医が負う責任と同じものであるとされる。つまり、その責任は、ある技術や能力を有することを主張して、自分のサービスを公衆に提案する者が他の者に対して負う責任であるとされる。

次に、専門家(建築家)の責任の内容はどのようなものかについては、次のとおりである。

判決[2] ボラム 対 フリールン病院経営委員会事件 高等法院 1957 年 2 月 20 日判決(Bolam v. Friern Hospital Management Committee (1957) 1 W.L.R.582)^{補注(7)}によれば、専門家は「専門業務を履行するに際しては、平均的な専門家として、平均的な能力を行使すれば足りる。専門家が専門能力を行使するに当たっては、専門家として平均的な履行義務を尽くせばよい」とされる。また、判決[3] ポリー対イングルウッド シラー カウンシル アンド リオックウッド 高等法院 1963 年 3 月 29 日判決(Voli v. Inglewood Shire Council and Lockwood(1963) 56 Queensland Law Reports 256)^{補注(8)}によれば、建築家は、「専門家として平均的な責任を受け入れればよい」とされる。つまり、「建築家は、平均以上の技能・高度な専門能力は要求されない。しかし、建築家は、その職能団体で実践されている、平均的な資格がある者としての技能の実践を行わなければならない」とされる。

判例[1]・[2]より、専門家(建築家)の責任の内容は、専門業務の履行にあたって、職能団体で実践されている平均的な専門家(建築家)としての平均的な能力を行使することであり、平均以上の技能・高度な専門能力は必要とされないことになる。また、学説も同様である^{補注(9)}。

さらに、このような専門家(建築家)の責任の性質・内容から導かれる法的効果は次のとおりである。

判例[2]によれば、「専門家は、受託業務を成功するのに必要な技術の水準を有する必要はない」とされる。また、判例[1]によれば、「建築家が業務を引き受けることは、結果を満たすことを意味したり、保証することではない」とされる。見込み違いが起こらないであろう黙示の約束は存在しないとされる。

判例[1]・[2]より、専門家(建築家)の責任の性質・内容から導かれる法的効果は、受託した業務を完成したり、結果(依頼者の満足する結果)を保証するものではないことになる。

3.2 専門家(建築家)の責任を修正する判決

次のように、専門家(建築家)の責任を修正する判決は、いずれも、上記3.1における、専門家(建築家)の責任の性質・内容から導かれる法的効果として、専門家は、受託した業務を完成したり、結果を保証する義務はないという点を

修正するものとなっている。

判例[4] グリーブ建設会社対ベインハム マイケル パートナー事件 控訴院 1975 年 5 月 14 日判決(Greaves and Co v. Baynham Meikle and Partners (1975)3 All E.R.99)^{補注(10)}によれば、産業用複合建設物の設計をしたコンサルティングエンジニアである被告の「義務は、原告へ、専門家として、その床がその意図された目的に適合することを保障する」という義務であり、「そのことは契約において黙示に定められた内容であることを原告に保障する」ものであるとされる。また、判決[5] サムエル対デービス 事件 高等法院 1943 年 4 月 12 日判決(Samuels v. Davis(1943)1 K.B.526)^{補注(11)}によれば、義歯を作った歯科医には、義歯が「提供された目的に合理的に適合すべきである」という黙示の条件があり、歯科医サムエルは黙示の条件に違反している」とし、「専門家には、特定の結果の達成が要求され、専門家の合理的な注意義務の履行に関係なく、行ったことについて責任を有する」とされる。さらに、判決[6] ボード オブ エデュック 対 デル ピアノ アンド アソックス事件 イリノイ州高等裁判所 1978 年 1 月 17 日判決(Boaed of Educ. v. Del Bianco and Assocs., 57Ill.App.3d 302, 372 N.E.2d953(1978))^{補注(12)}によれば、「建築家は特約がない限り、結果を保障する完全な設計図書を保証するものではないとする法理を採用しない」とし、また、建築家には、「合理的に働く者としての行為(workmanlike manner)として、要求に合致するよう指示された要求を合理的に満足するような方法で、その仕事を行う黙示の義務がある」とされる。

以上より、専門家(建築家)の責任を修正する判決の判断は、専門家(建築家)が契約内容を履行する場合、依頼者の意図した目的に適合する義務、特定の結果の達成が必要で、このことは、契約において黙示に定められた内容であるとするなど、上記専門家(建築家)の責任を否定する内容となっている。

4. 専門家(建築家)の責任の契約法への接近化現象

前記3.のとおり、英米法における判例から導かれる専門家(建築家)の責任は、受託業務の完成や、結果を保証するものではなかった。しかし、この専門家(建築家)の責任を修正する判決は、この専門家(建築家)の責任を否定して、依頼者の意図した目的への適合、特定の結果の達成を必要とするもので、ここに英米法における専門家(建築家)の責任の、契約法(Contracts)への接近化現象をみることができる。次に、このような、相反する判決が出た背景を分析する。

そもそも、専門家の業務は、仕事の完成や結果の達成とはなじまない性質の業務である。というのも、専門家が、依頼者の意図する、頭の中にある抽象的な構想を、忠実に実現し、完成を約束して、成果物を作成し、引き渡すことは不可能である場合が少なくないからである。例えば、建築家の場合、依頼者の意図する構想の実現を目指して、設計図書の作成にとりかかるが、検討の結果、技術的に不可能な場合もあるであろうし、各種建築関連法規に照らして実現不可能な場合、建築学の常識からみて、不適切な場合もある。同じような例

は医師の場合にみられる。医師は、患者から、疾病を治癒するように依頼を受け、治療に当たるが、その目的の達成を確約することは不可能である。弁護士の場合も同様で、弁護士が依頼を受ける訴訟について、依頼者の望む勝訴に持ち込めるか否かは、予測不可能であるからである。

このように、専門家が履行する業務は、その性質から、目的の達成や結果の達成を確約することには馴染まない性質のものであると考えられる。そこで、専門家(建築家)に関する固有の責任が導かれ、その法的効果は、契約の目的の達成や結果の達成を保障するものではないものとなる。上記専門家に関する固有の責任については、前記英米法の専門家(建築家)の責任、以下で述べる、わが国の建築設計等に関する契約を委任契約と考える見解にみられる。

しかし、上記専門家(建築家)に関する固有の責任も、近年の専門領域・技術の著しい発達により、変容してゆくことが、近年、余儀なくされている。なぜなら、上記のように、今まで、実現可能性についての予測が難しかった、依頼者の意図する目的の達成や結果の達成が、社会環境の変化により、容易に予見できるようになり、その確約をなし得るようになったためである。専門領域・技術等の進歩により、契約の目的の達成や結果の達成が容易に予見可能で、その達成を確約し得る場合、専門家がサービスや目的物を依頼者に提供するに際して、そのサービス等が、依頼者の目的の達成や結果の達成を保証するものではないとする、上記専門家(建築家)に関する固有の責任は不当なものとなる。契約の目的や結果の達成が可能であるのに、これらを保証しないとといった不利な契約を締結しようとする者はいない。この場合、対等の合理的経済人を契約の当事者と想定し、契約の目的物について、対価的均衡を原則とする、英米法における契約法(Contracts)、民法の規定する契約総則の原則にしたがって、契約の達成や結果の達成が契約の目的となり、英米法における専門家(建築家)の責任、専門家(建築家)に関する固有の責任は、英米法における契約法(Contracts)、民法の規定する契約総則の原則に接近する。

この現象を、前記のとおり、本検討では、専門家(建築家)の責任の、契約法への接近化現象と呼称した。

5. わが国の専門家(建築家)の責任の再構成

以上の検討をもとに、わが国の専門家(建築家)の責任を再構成する。この検討は、わが国では、専門家(建築家)の責任は、専門家が依頼者と締結する各種契約により導かれるが、これら各種契約の法的効果を検討するとき、民法典のどの典型契約にあてはまるかが問題となる。よって、わが国の専門家(建築家)の責任を再構築するにあたって、専門家(建築家)が締結する契約の法的性質の決定が問題となる。

以下では、建築家の責任を規定する、建築設計等に関する契約の法的性質を検討することで、わが国の専門家(建築家)の責任の再構成を試みる。

5.1 専門家(建築家)の責任との比較検討

前記3.1の、英米法における専門家(建築家)の責任、

前記4 専門家(建築家)に関する固有の責任によれば、次のように、専門家(建築家)の責任は、委任契約の主要な内容と一致する。

第一に、委任契約を履行するにあたっては、善良なる管理者の注意義務(善管注意義務)をもって処理しなければならない(民法644条)。この善管注意義務とは、受任者の職業・地位・知識等において一般的に要求される平均人の注意義務である^{補注(13)}。このことは前記英米法における専門家の責任では、専門家の責任の内容が、専門事項の履行にあたっては、職能団体で実践されている平均的な専門家としての平均的な能力を行使することに合致する。第二に、委任契約は、委託された目的のもとに事務を処理すること自体を内容とするものであるから、仕事の完成を内容とする請負契約とは異なるものである^{補注(14)}。このことは前記4 専門家(建築家)に関する固有の責任、前記英米法における専門家(建築家)の責任の性質・内容から導かれる法的効果において、建築家が業務を引き受けることは、結果を満たすことを意味したり、保証することではないということに合致する。

このように、英米法における専門家(建築家)の責任、前記専門家(建築家)に関する固有の責任の内容は、委任契約の主要な内容と一致する。この点から、建築家の締結する建築設計等に関する契約の法的性質は委任契約となり、わが国専門家(建築家)の責任の内容は、委任契約の内容に一致する。

5.2 修正された専門家(建築家)の責任、近年の専門家(建築家)の責任の契約法への接近化現象との比較検討

専門家(建築家)の責任を修正する判決、近年の専門家(建築家)の責任の契約法への接近化現象から導かれる、修正された専門家(建築家)の責任の内容は、わが国民法との比較検討では、次のように、請負契約の内容に近いものとなる。

請負契約とは、請負人が仕事を完成する義務を負い、注文者は、この仕事の完成に対して報酬を支払う義務を負う契約である(民法632条)^{補注(15)}。前記専門家(建築家)の責任を修正する判決、近年の専門家(建築家)の責任の契約法への接近化現象より、専門家(建築家)の履行内容は、依頼者(建築主)の意図する目的に適合する義務があり、特定の結果の達成が必要となるから、この判断から、修正された専門家(建築家)の責任は、請負契約の内容に近いものとなる。また、契約内容を履行する態様は、前記専門家(建築家)の責任を修正する判決、専門家(建築家)の責任の契約法への接近化現象より、専門家(建築家)に関する固有の責任が適用される専門家としてではなく、合理的な経済人としての契約当事者としての態様、前記3.2の「合理的に働く者としての行為(workmanlike manner)」となるため、上記5.1の委任契約の主要な内容となる、専門家(建築家)の責任の適用が排除され、請負契約に近いものとなる。

このように、前記専門家(建築家)の責任を修正する判決、専門家(建築家)の責任の契約法への接近化現象における、

修正された専門家(建築家)の責任の内容は、請負契約の内容に近いものとなる。

以上より、前記3・1英米法における専門家(建築家)の責任と前記3・2修正された専門家(建築家)の責任、前記4専門家(建築家)に関する固有の責任と専門家(建築家)の責任の契約法への接近化現象との間のそれぞれの問題点は、いずれも、専門家(建築家)に、仕事の完成の義務を負わせるべきか否かという点にある。この問題を、民法の規定に当てはめれば、建築設計等に関する契約の法的性質を、請負契約と位置づけるか、委任契約と位置づけるかという問題となる。つまり、わが国の専門家(建築家)の責任の内容は、請負契約の規定の内容となるか委任契約の規定の内容となるかといった問題となる。

5.3 わが国の専門家(建築家)の責任の再構成

以上より、建築設計等に関する契約の法的性質は、英米法の専門家(建築家)の責任との比較検討からは、委任契約となり、近年の、修正された専門家(建築家)の責任との比較検討からは、請負契約に近いものと結論付けられた。このように、英米法においても、建築設計等に関する契約の法的性質を、委任契約とするか、請負契約とするかという問題と同様の問題が存在していることが明らかとなった。

そこで、建築設計等に関する契約の法的性質を、原則的には委任契約であるが、契約の目的の達成や結果の達成が技術的に容易に予見できる場合には、請負契約的な性質を有するものと解する。よって、建築設計等に関する契約の法的性質は、委任契約と請負契約との性質をもった、混合契約と解する。

以上より、わが国の専門家(建築家)の責任は、原則的には委任契約の規定から導かれる責任であるが、契約の目的の達成や結果の達成が技術的に容易に予見できる場合には、請負契約の規定から導かれる責任に近いものと再構成することができる。ここで、請負契約以外の典型契約の可能性については、専門家(建築家)の契約の目的物は、成果物またはサービスの提供であるので、このような対象を契約の目的物とする典型契約として適切なものは、請負契約となる。しかし、この結論については、大陸法系のさらなる検討を加えた後に、最終的な結論を述べることにしたい。

6. まとめ

英米法における専門家(建築家)の責任、専門家(建築家)に関する固有の責任の検討によれば、専門家(建築家)の責任は、成果(設計図書)の完成や、結果を保証するものではない、委任契約の法的効果と一致する。他方、近年の修正された専門家(建築家)の責任、専門家(建築家)の責任の契約法への接近化現象によれば、専門家(建築家)は、契約の目的の完成について責任を有することとなり、請負契約の法的効果と一致する。

英米法における専門家(建築家)の責任、専門家(建築家)の責任の契約法への接近化現象に関する問題点は、専門家

(建築家)に、仕事の完成義務を負わせるか否かの点にあり、この問題点は、わが国の建築設計等に関する契約の法的性質が、委任契約であるのか請負契約であるかという問題と一致すると解した。

以上より、建築設計等に関する契約の法的性質は、委任契約と請負契約との混合契約と解された。このことから、わが国の専門家(建築家)の責任は、原則的には委任契約の規定から導かれる責任であるが、契約の目的の達成や結果の達成が技術的に容易に予見できる場合には、請負契約の規定から導かれる責任に近いものと再構成することができる。しかし、この結論については、大陸法系のさらなる検討を加えた後に、最終的な結論を述べることにしたい。

補注

- (1)補注 わが国においては、これまで、専門家が、専門業務を履行することをとおして、専門家に関する固有の責任を形成してきた。しかし、近年、専門家の専門領域における、専門事項・技術等の進歩により、上記専門家に関する固有の責任が排斥され、民法の契約法の規定が適用されるようになってきた。
- (2)補注 東京高判昭和58年12月20日(判例タイムズ523号160頁)、東京地判昭和58年6月8日(判例タイムズ516号135頁)。
- (3)補注 東京地判平成3年6月27日(判例時報1413号87頁)、東京高判昭和59年12月11日(判例時報1140号81頁)。
- (4)補注 松山雅昭「設計者の資格と設計を依頼する契約の性質」遠藤 浩・成田頼明編『建築の法律相談』(有斐閣・1972年)215頁、福田晴政「設計契約を委任契約にすることができるか」日経アーキテクチュア(1981年)8月3日号88頁、日向野弘毅「建築家の契約責任 - 西ドイツの学説・判例を中心として - 」慶応義塾大学大学院法学研究科論文集第26号(1978年)163頁、同「建築家の責任をめぐる日独比較法的研究」前掲論文集第28号(1988年)67頁。
- (5)補注 大森文彦「建築設計の法律空間 - 民法法を中心として - 」東洋法学(東洋大学創立100周年記念号)第31巻第1・2合併号(1988年)117頁、荒井八太郎『建設請負契約論』(勤草書房・1967年)107頁、定森 定「専門家の民事責任の法的構成と証明」専門家責任研究会編『専門家の民事責任』別冊NBL28号(商事法務研究会・1994年)102頁。
- (6)補注 〔事件〕当事案は、建築家が、建築主に提供したサービスに対する報酬の支払いを要求する訴訟である。建築家は建築主の自宅の設計図書と仕様書を作成するために雇われた。建築家によって提供されたサービスは、建築主の主張や要求を満たしておらず、特に、建築主の希望する建設費を大きく超過した建物となっているとして、建築主が報酬の支払いを拒んだ事案である。
〔判旨〕控訴審は、もし、建築家が被告によって明確に、建築物はある費用を越えてはいけないと告げられたのなら、建築家はそれにしたがって設計をすべきであるかそれを行うことができないことを述べるべきであるとし、もし、建築家が建設費について制限付で設計を引き受けたのなら報酬を受け取る前にその設計を行うべきであったとした。
この判決に対し、最高裁は、次の点でこの判決は誤っていると。単なる思い違いや見込み違いによって建築家を罰している。建築家は、被告によって打ち立てられた合意に拘束されるものではない。よって、建築家の報酬請求は認められる。
- (7)補注 〔事件〕被告である医師のメンタルクリニックで、電気振動セラピーの施術によって、原告である患者は、腰の骨の吸盤の付け根にすき間が生じた。医師は、一般的な施術で、電気振動セラピーを施術した。当該事案では、原告が、医師に対し、次の内容の過失があるとして、腰の骨の吸盤に生じた

すき間等の損害を請求した事案である。医師は、電気振動セラピーを施術するときに、前もって、その振動を緩和する薬を投与しなかったこと。そのような薬の投与なく、電気振動セラピーをマニュアル制御で施術したこと。このような施術に含まれるリスクを警告しなかったこと。

〔判旨〕責任のある医学的知見の体系による、その当時の、正しいとされる実践にしたがって施術した医者は、たとえ違った施術を採用する有力な専門的な判断があったとしても、過失の点で有罪ではない。

(8)補注〔事件〕原告は、メモリアルホールで開催された会議に出席した。会議の中で、ステージへあがったとき、原告は、ステージの壊れた床の裂け目を通して、ステージの下の床に落ちて怪我をした。他の人も同じように怪我をしていた。原告は、ホールを所有するイングルウッド・シェアー協議会、そのホールの設計図書を作成し、設計監理を行った建築家、そのホールを建設した建設会社を訴えた。

〔判旨〕裁判所は、建築家の責任について、そのステージに集まることが合理的に期待される人の数に耐えるステージの設計図書の作成に失敗したため、被告は責任を負う。

(9)補注 Constance Frisby Fain, "Architect and engineer liability", Washburn Law Journal Vol.35 1995 pp32-49. Murray H. Wright and David E. Boelzner, "Quantifying liability under the architects standard of care", University of Richmond Law Review, Vol29, pp.1476-1477.

(10)補注〔事件〕建設会社を営む原告は、倉庫を含む産業用複合建設物の建設を委託された。委託に際し、オイルで満たしたドラム缶を、フォークリフト倉庫用トラックで倉庫の1階に移動し貯蔵することが要求された。原告は、コンサルティングエンジニアをする被告に、倉庫の構造の設計を委託した。その設計は、合理的な建設規則にしたがって実行された。その建設規則は荷の積み下ろしや振動による構造的な損害に対して警告をするよう規定していた。倉庫は被告の設計で建設されたが、数ヶ月のうちに、多数のクラックがコンクリートの床の表面に発生した。そこで原告は、被告に対し、倉庫の構造の設計に関する契約に違反したことによる損害の賠償を求めた。

鑑定意見は次のとおりである。クラックの原因はトラックの移動による振動によるものである。これらの振動は実際に破壊的である。被告の設計は、倉庫用トラックによるランダムな振動を考慮に入れていない。

〔判旨〕裁判所は、被告が行った設計の内容は、要求された目的に適合しなければならぬと判示した。

(11)補注〔事件〕被告デブスは、歯科医である原告サムエルに、妻の義歯を作ってもらうことに合意したが、義歯は被告の妻が使うことができないくらい不満足なものであったことが主な争点である。

〔判旨〕裁判所は、義歯は提供された目的に合理的に適合すべきであるという黙示の条件があり、歯科医サムエルは黙示の条件に違反しているという判断を下した。

(12)補注〔事件〕1963年に、建築主である原告と建築家である被告は、被告が中学校を建設するのに必要な、専門的な建築家サービスを提供する標準約款を締結した。中学校は建設され、1965年に、原告は学校の壁に欠損を発見した。この欠損は、内部結露により材料が劣化したことで風化によって生じたものと診断された。この損害について、原告が被告に対し損害賠償を請求した事案である。

〔判旨〕裁判所は、被告である建築家が、合理的によい品質の材料を使うよう指示することを怠ったことで風化が発生したと結論付けて、一審、二審ともに原告の損害賠償を認めた。

(13)補注 幾代通編『新版注釈民法(16)』有斐閣平成6年12月225頁。

(14)補注 幾代通編『新版注釈民法(16)』有斐閣平成6年12月216頁。

(15)補注 幾代通編『新版注釈民法(16)』有斐閣平成6年12月123,129頁。

参考文献

- 1) 荒井八太郎『建設請負契約論』(勤草書房・1967年)107頁
- 2) 幾代通編『新版注釈民法(16)』有斐閣平成6年12月206頁
- 3) 大森文彦「建築設計の法律空間 - 民事法を中心として -」東洋法学(東洋大学創立100周年記念号)第31巻第1・2合併号(1988年)117頁
- 4) 定森 定「専門家の民事責任の法的構成と証明」専門家責任研究会編『専門家の民事責任』別冊 NBL28号(商事法律研究会・1994年)102頁
- 5) 高橋栄人「わが国の建築設計等に関する契約の法的性質の再構成」,日本建築学会計画系論文集 第576号,125-131頁,2004年2月
- 6) 高橋栄人「わが国の建築設計等に関する契約の法的性質の再構成」第19回建築生産シンポジウム論文集,13-19,2003年7月
- 7) 高橋栄人「建築設計等に関する契約の法的性質に関する検討」関東支部研究報告集,321-324,2003年2月
- 8) 高橋栄人「英米法との比較にもとづくわが国の建築設計等に関する契約の法的性質の検討」第22回建築生産シンポジウム論文集,23-28,2006年7月
- 9) 高橋栄人「英米の建築家の責任から導かれる建築設計等に関する契約の法的性質の検討」第83回日本建築学会北海道支部研究報告集,349-353,2010年7月
- 10) 日向野弘毅「建築家の契約責任 - 西ドイツの学説・判例を中心として -」慶応義塾大学大学院法学研究科論文集第26号(1978年)163頁、同「建築家の責任をめぐる日独比較的研究」前傾論文集第28号(1988年)67頁
- 11) 福田晴政「設計契約を委任契約にすることができるか」日経アーキテクチュア(1981年)8月3日号88頁
- 12) 松山雅昭「設計者の資格と設計を依頼する契約の性質」遠藤浩・成田頼明編『建築の法律相談』(有斐閣・1972年)215頁